

全建労発第 49 号

平成 31 年 1 月 29 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

(公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物（平成 31 年対象・平成 32 年報告）について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）により定められていますが、この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、別添のとおり、告示の一部が改正され、平成 31 年 1 月 1 日から 12 月 31 日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 32 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで）の対象となる物が新たに定められた旨、通知がありました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において、適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう、貴協会会員企業の皆様に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、有害物ばく露作業報告に関するパンフレットの電子媒体は、下記のアドレスに掲載される予定ですので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/>

以上

担当：労働部 又木